

感染防止対策実施宣言ステッカーに関するQ & A

令和2年10月9日
健康増進課作成
(Ver. 201009.3)

Q1 ステッカーや「実施宣言」書の作成した目的（趣旨）はなんですか。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立を図るためには、事業者が業種毎に定められたガイドライン等を遵守しながら、事業活動を促進していくことが重要となっています。

県では感染防止対策を積極的に取り組んでいる県内事業者にはステッカーや「実施宣言」書を配信し、店舗（施設）の入口等に掲示することで、利用者が、安心して店舗（施設）を利用していただくことを目的として作成したところです。

Q2 どのような仕組みなのか。

店舗（施設）を持つ事業者の方が、必要事項を登録（実施項目のチェック・入力等）していただくことで「実施宣言」書とステッカーを取得できます。

なお、手続きは鹿児島県電子申請共同運営システム（e（いー）申請）で利用者登録を行い、専用サイトで手続きをしていただくこととなります。

また、登録いただいた事業者については、宣言事業者として県ホームページで随時公開し県民へお知らせします。

Q3 どのような手続きが必要なのか。どこから登録すればよいか。

鹿児島県の専用ホームページ（鹿児島県新型コロナウイルス感染症に関する情報）から、鹿児島県電子申請共同運営システム（e（いー）申請）にアクセスしていただき申請していただくことで登録となります。

登録はインターネットのみとなりますのでご了承ください。

Q4 登録は義務か。ステッカーや「実施宣言」書の掲示は義務なのか。

登録することは義務ではありませんが、登録後ステッカーを貼る際には「実施宣言」書も併せて掲示していただくこととなります。

多くの方に安心して店舗（施設）等を利用していただくための取組です。

Q5 ステッカーや「実施宣言」書の掲示した店舗は安全なのか、県の公認なのか。

ステッカーや「実施宣言」書は、感染防止対策を積極的に取り組む事業者の「見える化」を後押しするものです。

新型コロナウイルスに感染しないことを県が保障するものではありません。

また、感染者が発生した場合、本登録により県が補償するものでもありません。

Q 6 登録に費用はかかるのか。また、ステッカー等発行までの経費は県が負担してくれるのか。

登録に際して費用は発生しません。ただし、登録に必要なインターネットに係る通信費用、「実施宣言」書やステッカーを印刷する費用など各事業者様でご負担していただくこととなります。

あくまでも、利用者が店舗(施設)を安心して利用できるよう事業者の感染防止対策の「見える化」を後押し(応援)するものであり、登録や発行に係る経費や機器類は各事業者のご負担となることをご理解ください。

Q 7 登録できる業種は限られているのか。

業種は限定していません。感染防止対策の基本的事項を全て実施していれば登録できます。

Q 8 なぜ、登録する必要があるのか。

感染防止対策の基本的事項を全て実施していることを条件に事業者へ配布することとしているため、電子申請システムにより申請・登録が必要となります。

また、鹿児島県のホームページ等において感染防止対策を実施している宣言事業者を県民の皆様へお知らせするために必要な情報にもなります。

Q 9 登録は、事業主体が行うのか。それとも店舗(施設)ごとに行うのか。複数の店舗に同じ「実施宣言」書、ステッカーを掲示してもよいか。

原則、店舗(施設)ごとの登録をお願いします。

なお、「実施宣言」書及びステッカーは入力した店舗名が記載されます。

Q 10 登録に際して審査があるのか。

登録に審査はありません。

Q 11 登録は随時受付するのか。また、いつまで受付するのか。

鹿児島県電子申請共同運営システム(e(い)申請)を使用した登録となることから、メンテナンス等を除き同システムが稼働している時間帯となります。

なお、受付期限は未定です。

Q 12 鹿児島県以外の店舗(施設)も登録できるか。

鹿児島県内に所在する店舗(施設)が対象となります。

Q13 基本的事項の業界団体等が作成するガイドラインがわからない。
ガイドラインが示されていないがどうすればよいか。

まずは、ガイドラインを確認していただくことが大切だと考えています。

業界団体等が作成する業種別ガイドラインに記載が無い場合は、類似する業種など事業実態が最も近い業種が規定するガイドラインを参照して取組を実施してください。

なお、類似する業種が無い場合などは、厚生労働省作成の「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」をご使用ください。

- ・ 業界団体等が作成する業種ごとの感染拡大予防ガイドライン
「業種別ガイドライン」
(外部リンク) <https://corona.go.jp/prevention/>
- ・ 厚生労働省作成のチェックリスト
「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」
(外部リンク) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00145.html

Q14 登録するための条件があるのか。

感染防止対策の基本的事項を全て実施していることが条件となります。その他同意していただく事項がありますので申請・登録の際にご確認ください。

Q15 実施宣言項目が基本的事項とその他の取組事項に分かれているのはなぜか。

国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や、留意点から重要とされる項目を基本的項目としています。

「実施宣言」書及びステッカーについては、どの業種の事業者にも活用できると考えています。

基本的事項以外にも業種ごとの取組や独自の取組などの感染防止対策を、店舗(施設)利用者にアピールできるようにしてあります。

Q16 ステッカーや「実施宣言」書は何枚でも印刷してよいか。

PDFデータをダウンロードしていただきますので複数印刷して構いません。

Q17 ステッカーや「実施宣言」書はどこに掲示すればよいか。

店舗や施設の入口など利用者が見えやすいところに掲示してください。

Q18 ステッカーを拡大・縮小や白黒で印刷してよいか。

ダウンロードしたステッカーの内容に修正を加えなければ拡大・縮小して利用することは可能です。また、白黒印刷して利用しても構いません。

Q19 ステッカーや「実施宣言」書に有効期限はありますか。

有効期限は設けていません。

Q20 ステッカーや「実施宣言」書はいつまで掲示する必要がありますか。

特に定めていません。

なお、撤去した場合は、県のホームページ記載の実施宣言の事業者一覧から削除いたしますので、その旨を県にご連絡ください。

(連絡先099-286-5280 健康増進課 コロナ対策班)

Q21 ステッカーや「実施宣言」書を掲示するメリットを教えてください。

利用者が安心して店舗（施設）を利用できるようにするためです。

事業者は、利用者に感染防止対策を実施していることをお知らせできるとともに、感染防止の意識が高まることが期待できます。

Q22 ステッカー取得後に県による現地確認等はあるか。

必要に応じて県や県の指示を受けた者が、店舗（施設）を訪問し感染防止対策を確認させていただく場合があります。

Q23 他のステッカー・ポスター制度（アマビエ）との違いは何か。

県が推進しているアマビエをモチーフにしたポスターの活用については、新型コロナウイルス感染症対策を徹底されている各飲食店が、現在取り組んでいる感染予防対策を自由に書き込んでアピールし、お客様に安心して利用していただくことを目的として店舗等に掲示できるようにしているものです。

今回の取組は業種を問わず感染防止対策を実施する全ての事業者を対象としており、また、感染防止対策に積極的に取り組んでいる県内事業者ステッカーや「実施宣言」書を配信し、店舗（施設）入口等に掲示していただくことで、利用者が、安心して利用できることを目的として作成したところです。

なお、県において感染症対策を保障する認定・認証制度ではありません。

Q24 大規模小売店のため、テナント店舗が多く入っている。申請・登録はどのようにすればよいか。

基本的には、店舗（施設）ごとに申請・登録していただき、掲示してください。

ただし、商業施設全体が新型コロナウイルス感染防止対策の内容に統一が図られている場合は商業施設の管理者が宣言していただいても構いません。

Q25 名称変更等登録内容の変更や修正があった場合、別途手続きが必要か。

お手数ですが、再度登録をお願いします。

Q26 ステッカー取得後、店舗で感染者が発生した場合は、県への報告やステッカーの返却（撤去）が必要か。

登録の店舗（施設）で感染防止対策が実施されていないと県が判断した場合又は登録内容が虚偽であった場合やその他県が不適切と判断した場合は、県から「実施宣言」書とステッカーの撤去を命じる場合があります。

感染防止対策がなされていない場合は、対策が講じられるまで「実施宣言」書及びステッカーの掲示は控えてください。

Q27 パソコンやスマートフォンがない場合、どのようにしてステッカーを取得すればよいか。

恐れ入りますが最寄りのインターネット環境・印刷サービスのある店舗等をご活用されるなど各自で入手してください。

Q28 プリンターがない場合、どのようにステッカーを印刷すればよいか。

恐れ入りますが、コンビニ等で印刷してください。

なお、インターネット環境・印刷サービスのある店舗、カメラ店等で印刷する方法もございます。詳しくは各店舗へお問い合わせください。

印刷以外でもデジタル画面でも利用できますので、店舗等のデジタルサイネージなどにステッカー等を表示していただく方法でも構いません。

【コンビニでのプリント方法】

・スマートフォン

- ①ステッカー等のPDFデータをダウンロードし保存
- ②印刷用のアプリ、ネットワークプリント等をインストールし起動
- ③アプリの案内に従って①のPDFファイルを選択・登録
- ④ファイル登録完了後、ユーザー番号等が発行
- ⑤発行されたユーザー番号等を控えて最寄りのコンビニ等へ
- ⑥「実施宣言」書とステッカーを印刷

※詳しい手順はアプリの案内等からご確認ください。

【ネットワークプリントサービス】（外部リンク）ファミリーマート・ローソンなど
<https://networkprint.ne.jp/Lite/start?lang=jajp>

【netprint】（外部リンク）セブンイレブンなど
https://www.printing.ne.jp/support/mobile/appli_netprint_k.html

Q29 電子申請システムのID又はパスワードを忘れた場合はどうすればよいか。

再発行の機能があります。ログイン画面から、【ログインできないとき】を選択し、次の画面から「利用者ID通知申請」もしくは「パスワード再発行申請」を選んでください。手がかりになる情報をすべて忘れてしまったときは、利用者登録からやり直してください。

パスワード再発行の手順については、利用方法（利用者登録・ログイン編）の「ログインできない時の対処」にある、「パスワードを忘れたとき」を参照してください。

Q30 独自の取組が多く100文字以内で入力できません。どうすればよいですか。

主なものや利用者に特にアピールしたい対策を記載してください。

Q31 ステッカーの画像を店のホームページやSNS，チラシに掲載してよいか。

掲載していただいて構いませんが、デザインの改変等（白黒印刷，拡大縮小を除く）はできません。

Q32 個人が申請しステッカーを入手してよいか。

店舗（施設）の利用者が安心して利用していただくために事業者（個人事業主を含む）に対して発行するものです。個人で利用するための申請は控えてくださるようお願いいたします。

Q33 基本的事項1に「手指消毒薬等」とあるが、手指消毒薬の他には具体的に何が該当するのか。

遠紫外線を使用した消毒など、薬を使用せず消毒するものなどです。

Q35 基本的事項6に「制限等」とあるが、制限の他に具体的に何が該当するのか。

予約時に時間帯を分けたり，受付数を調整するなど，混雑とならないように調整することなどです。

Q36 基本的事項7に「従業員等」とあるが、従業員の他に何が該当するのか。

社長，店長など雇用側の立場にある人などです。

Q37 基本的事項8に「十分な距離」とあるが、どのくらいの距離が十分な距離なのか。

各業種ごとに業界団体がガイドラインを作成し，十分な距離の考え方を示していますので，ご確認ください。

Q38 基本的事項9の「相談目安」とは具体的に何か。

鹿児島県のホームページのトップ「鹿児島県新型コロナウイルス感染症に関する情報」にある相談窓口から「帰国者・接触者相談センターなどの窓口」に記載の「次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。」を相談の目安としてください。

(相談の目安)

- ・ 息苦しさ(呼吸困難), 強いだるさ(倦怠感), 高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・ 重症化しやすい方(※)で, 発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者をはじめ, 基礎疾患(糖尿病, 心不全, 呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患など)など)がある方や透析を受けている方, 免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
- ・ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので, 強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

※ホーム > 健康・福祉 > 健康・医療 > 新型コロナウイルス感染症 > 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口一覧 > 帰国者・接触者相談センターなどの窓口
<http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/covid19/soudan.html>

Q39 その他の取組事項2に「共用タオル等」とあるが, ハンドドライヤーと共用タオルの他には具体的に何が該当するのか。

複数の人が使用する可能性がある共用物品類です。
例えば, バイキングなどで使用するトングやおたま, しゃもじなども該当します。

Q40 ガイドラインに定められている取組を遵守できないものがあるが登録しているか。

店舗(施設)の実情により実施できない事項等については, その代替となる取組や対策を実施していただければ登録していただいて構いません。

その際にはなるべく独自の取組に記入してくださるようお願いいたします。

また, 店舗(施設)としてそもそもガイドラインの項目で該当しないもの(例えばトイレ設備が無い)などについては, その項目は取組事項の対象から除いて構いません。

Q41 印刷をするとステッカーの背景部分が真っ黒になってしまう。
表示される文字が記号に化けてしまう。

お手数ですが, パソコンやスマートフォンの機種を別の機種に変えるなど印刷環境を変えて再度試してみてください。

また, マッキントッシュやiphoneの場合も同様の症状が出る場合がありますので, Windowsやアンドロイドに変えて再度試してみてください。